

厚木市保育士等就労応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、保育施設で就労する保育士等に対し、予算の範囲内において厚木市保育士等就労応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 市内に所在する私立の認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する保育所をいう。次号において同じ。）及び小規模保育事業（法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。）をいう。次号において同じ。）を行う事業所をいう。

(2) 保育士等 次に掲げる者をいう。ただし、施設長（管理者）の職に就く者を除くものとする。

ア 法の規定に基づく保育士資格を有する者

イ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の規定に基づく国家戦略特別区域限定保育士資格を有する者

ウ 次に掲げる免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく免許をいう。）を有する者

(ア) 保健師

(イ) 看護師

(ウ) 准看護師（小規模保育事業を行う事業所に勤務する准看護師に限る。）

エ 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者で、私立の認可保育所に勤務するもの

(3) 常勤 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）が、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務している勤務形態をいう。

(4) 非常勤 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）が、保育施設において月64時間以上の勤務をしている勤務形態（常勤を除く。）をいう。

(5) 基準期間 給付金の交付を受ける年度の4月1日（以下「基準日」という。）から9月30日までの期間をいう。

(6) 育児休業等 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく休業又は就業規則（保育士等を直接雇用する事業者が労働条件、職場内の規律等を定めたものをいう。）に基づく私傷病の療養のための休業若しくは休暇（基準期間内に合計で20日を超えるものに限る。）をいう。

（交付対象者）

第3条 給付金の交付対象者は、保育士等であって次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 基準期間に同一の保育施設で常勤又は非常勤として継続的に就労していること。
- (2) 育児休業等を基準期間に取得していないこと。
- (3) 保育施設を設置し、又は運営している事業者により直接雇用される者であって、保育施設の経営に携わる役員でないこと。

2 前項第1号の場合において、同一法人における厚木市内施設間での異動の場合は、同一の保育施設で就労しているものとみなす。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市保育士等就労応援給付金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第2号に掲げる資格を証する書類の写し
- (2) 在職証明書

2 前項の規定による申請の期限は、毎年度10月末日までとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、給付金の交付を決定したときは厚木市保育士等就労応援給付金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは厚木市保育士等就労応援給付金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に給付金を振り込むものとする。

（給付金の返還等）

第7条 市長は、給付金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付決定を取り消し、既に交付した給付金の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、厚木市保育士等就労応援給付金交付決定取消通知書により給付金の交付を受けた者に

通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付した給付金の返還を請求するときは、厚木市保育士等就労応援給付金返還請求書により給付金の交付を受けた者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月16日から施行する。
- 2 厚木市保育士等応援手当助成金交付要綱（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

勤務形態	勤務年数	金額
常勤	勤続年数4年未満	年額15万円
	勤続年数4年以上10年未満	年額27万円
	勤続年数10年以上20年未満	年額33万円
	勤続年数20年以上	年額50万円
非常勤	一律	年額3万円

備考 勤続年数は当該保育施設の勤務開始年月日から基準日の前日までの期間をもって算出する。